

のれんの非償却が企業結合会計の 当初測定に及ぼした影響

Effects of Goodwill Non-amortization on Initial Measurements in Accounting
for Business Combinations

山下 奨
Sho YAMASHITA

要 旨

本稿では、近年改正された日本基準や国際財務報告基準（IFRS）といった国際的な会計基準における企業結合会計の当初測定に関する諸規定について、その改正の理由等も踏まえながら、のれんとの関係を検討している。その諸規定としては、たとえば、取得関連費用、条件付取得対価、無形資産（仕掛研究開発を含む）、企業結合に係る特定勘定等を取り上げている。その検討の結果、区々の方針で改正されているように見える企業結合会計の当初測定の諸規定は、おおむねのれんを減らす方向で開発されているようにみえることを明らかにしている。さらに、結果的には、のれんの非償却による利益計算への悪影響を緩和しようとしているような規定となっていることを指摘している。

キーワード：企業結合会計、のれん、非償却、償却、IFRS、利益計算

1 はじめに

企業結合会計に固有なものとして、のれんがある。のれんとは、2013年9月に企業会計基準委員会（ASBJ）より公表された改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会2013c）によれば、取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額（企業会計基準委員会2013c、31項）と、差額として定義されるものであり、

国際的な会計基準でもほぼ同様のものである。こののれんの事後の会計処理について、国際的な会計基準と日本基準とで差異がある。2001年に米国財務会計審議会（FASB）から公表された財務会計基準書（SFAS）第141号「企業結合会計」（FASB 2001）によって、のれんの償却が禁止された。同様に、国際会計基準においても、2004年に国際会計基準審議会（IASB）から公表された国際財務報告基準（IFRS）第3号「企業結合」（IASB 2004a）と国際会計基準（IAS）第36号「無形資産」の改訂（IASB 2004b）によって、のれんが非償却となった¹。その後、2007年末から2008年初にかけて、2001年から開始された米国財務会計審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）のコンバージェンスプロジェクトの1つである企業結合プロジェクトによって行われた成果として、最終的な会計基準が各審議会から公表された。1つは、2007年12月、FASBから公表されたSFAS改訂第141号である（FASB 2007）。もう1つは、2008年1月、IASBから公表された国際財務報告基準（IFRS）改訂第3号である（IASB 2008）。これらの改訂では、全部のれん方式の採用などの変更があったものの、のれんの事後測定について大きな変更は行われていない。

このような国際的な会計基準に対して、日本基準においては、のれんは、「資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。」とされている（企業会計基準委員会 2013c, 32項）。この規定は、2003年10月に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 2003）および2008年にASBJより公表された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2008）の規定から変更されていない。また、2013年9月に企業会計基準委員会（ASBJ）より公表された「改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の会計基準等の公表」（企業会計基準委員会 2013b）においては、市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況やIFRS第3号の適用後レビュー（IASB 2013）の必要性の提案を考慮して、現行の償却処理を継続することとすると示されている²。今後もしばらくIFRSと日本基準ののれんの会計処理の差異が続くこととなりそうである³。

一度落ち着いたかに見えたのれんの償却および非償却をめぐる議論が、にわかに盛んになりつつある。たとえば、FASBから公表された非公開会社の会計基準では、10年以内ののれん

1 IFRSの日本語訳は、基本的に企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳（2013）を参照している。ただし、語句の統一等を行うために、一部修正等を行っている。

2 市場関係者のうち、企業のM&Aの関心は強い。たとえば、日本経済新聞によるCFOへのアンケート調査において、回答のあった232社のうち9割が、手元に潤沢に積み上がった資金の使い道として成長のためにM&Aを検討すると回答したという（『日本経済新聞』2014年2月21日朝刊1面）。

3 全国新聞紙の1面に報道されるなど、のれんへの一般的な関心は強い。たとえば、日本経済新聞によれば、経済産業省がのれんの非償却を要請するとも報道された（『日本経済新聞』2014年1月27日朝刊1面）。

の定期的償却が認められることとなった（FASB 2014）⁴。企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）およびイタリアの基準設定主体（OIC）からは、のれんの償却を求めるディスカッション・ペーパー「Should Goodwill Still Not Be Amortised? - Accounting and Disclosure for Goodwill（のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示）」（ASBJ, EFRAG and OIC 2014）が公表されている。2014年7月にASBJから公表された「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（JMIS）の公開草案においても、のれんの償却に関する規定の修正案が示されている（企業会計基準委員会 2014）⁵。

のれん以外にも、企業結合会計において、企業結合以外の同様の資産等の会計と異なる会計処理を規定しているものが少なくない。特に、2008年改正および2013年改正企業会計基準第21号で新たに改正された規定のうち、取得関連費用、条件付取得対価、仕掛研究開発、企業結合に係る特定勘定等については、たとえば、既存の概念である支配概念、連結基礎概念などからは必ずしも自明ではない。

本稿では、このような問題意識のもと、非償却というのれんの事後測定の規定が、のれん以外の当初測定に関する企業結合会計の諸規定にどのような影響がありうるのかを明らかにしたい。本稿は、のれん以外の企業結合会計の諸規定について、のれんの当初測定および事後測定と関連させて検討している点特徴的である。

以下、第2節では、企業結合会計ののれんの規定と先行研究を説明する。第3節では、企業結合会計の諸規定のうち新たな規定について、それらを貫く論理があるかを確認する。第4節では、企業結合会計の諸規定とのれんの関係を紐解きながら、のれんの非償却が企業結合会計の当初測定に及ぼした影響を明らかにする。第5節では、結論を述べる。

2 企業結合会計ののれんの規定と先行研究

2.1 企業結合会計ののれんの規定

第1節で述べたとおり、のれんは、日本基準では償却が求められる一方で、IFRSでは償却が求められない。後者のIFRSにおいて、厳密にいうと、のれんの償却について、旧基準のIAS第22号「企業結合」では規定があったが、IFRS第3号等では定められておらず、明示的な禁止の

4 たとえば、その解説は川西（2014）およびあらた監査法人アカウンティング・サポート部（2014）を参照。

5 IASB議長 Hans Hoogervorst が新聞のインタビューにおいて、のれん会計を見直す可能性があると言っている（「のれん会計、見直しも」『日本経済新聞』2014年9月6日付朝刊）。

規定があるわけではない。

のれんの事後測定については、IAS第36号において減損の規定があるのみである。ただし、IAS第36号の結論の根拠（Basis for conclusion）において、償却と非償却を主としたのれんの当初認識後の会計処理に関する議論が示されている（IASB 2004b, paragraphs BC131A-BC131G）。ここでは、①定額償却+（兆候があれば）減損テスト、②非償却+（毎年または兆候があれば）減損テスト、③①と②の選択の3つが挙げられ（IASB 2004b, paragraph BC131B）、「厳格で運用可能な減損テストを考案できれば、のれんを償却せず、その代わりに毎期減損テストを行い、のれんの減損の可能性を示す事象又は状況の変化があった場合にはそれより高い頻度で減損テストを行うというアプローチによって、企業の財務諸表利用者にもっと有用な情報が提供される」とされ（IASB 2004b, paragraph BC131G）、②非償却+（毎年または兆候があれば）減損テストを採用したことが示されている。たしかにIFRSでのれんの償却禁止の規定はないが、このように結論の根拠をたどるとのれんの償却はできない（禁止されている）と解されるのである。

2.2 企業結合会計ののれんの先行研究

のれんに関する先行研究としては、当初測定と事後測定に分けられる。のれんの当初測定について、次のようなものが挙げられる。梅原（2000）、伊藤（2006）、山内（2010）等では、企業結合会計の当初測定における識別可能無形資産の規定の明確化について指摘されている。川本・山田（2005）、山内（2010）、秋葉（2014b）等では、コアのれんとの関係で、のれんの当初測定が議論されている。大雄（2009）では、支配概念や持分概念の観点からのれんの当初測定等が議論されている。黒川（1998）、川本（2002）、高須（2010）、秋葉（2014a）等では、親会社説や経済的単一体説といった連結基礎概念から、のれんの当初測定等が議論されており、それらの基礎概念には限界があることが指摘されている。

のれんの事後測定について、次のようなものが挙げられる。のれんの事後測定のうち、のれんの償却対非償却に関するものが数多い。たとえば、大日方（2013b）では、収益性が平均回帰することから、のれんは規則的な償却を行うべきであると主張されている。一方、醍醐（2007）では、ブランド等の企業価値は通常減価しないことから、のれんは償却せずに減損処理だけでよいと主張されている。とりわけ、前者に属するような、償却のメリットや非償却のデメリットは多数の文献で取り上げられている。

次節以降では、のれん以外の企業結合会計の諸規定について、のれんの当初測定および事後測定と関連させて検討していくこととする。特に、支配概念、連結基礎概念、コアのれんやのれんの性質とは違った、のれんそのものの測定から検討を行う。本稿では、のれんの事後測定を踏まえて、のれん等の当初測定にどのような特徴があるのかを明らかにしたい。

3 のれん以外の企業結合会計の諸規定とその根拠

企業結合以外の場合に関する会計とは異なり、企業結合会計において別の規定があるものがある。企業結合のみに固有の理由があるのか、会計基準の結論の根拠等を確認していく。本節では、企業会計基準委員会（2008）（2013c）（2013d）（2013e）で変更のあった、取得関連費用、条件付取得対価、識別可能無形資産（仕掛研究開発含む）への割当て、企業結合に係る特定勘定、支配獲得後の非支配持分との取引について、日本基準およびIFRSの規定等を取り上げる。

3.1 取得関連費用

取得関連費用とは、日本基準では、外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等のこととされ（企業会計基準委員会 2013c, 26 項）、IFRS では、仲介者手数料、助言、法律、会計、評価、その他の専門家又はコンサルティングの報酬、一般管理費（内部の買収部門の維持コストを含む）、負債性証券及び持分証券の発行登録費用などの、企業結合を達成するために取得企業に発生するコストであるとされる（IASB 2008, paragraph 53）。

日本基準では、取得関連費用は、発生した事業年度の費用として処理すると規定されている（企業会計基準委員会 2013c, 26 項）。IFRS3 号においては、取得企業は、ある例外を除き、取得関連費用を、当該コストが発生してサービスが提供された期間の費用として会計処理しなければならないとされる（IASB 2008, paragraph 53）⁶。

このような処理の根拠としては、取得関連費用は、当該事業に関して買手と売手が行う公正価値の交換の一部ではなく、買手が受けたサービスの公正価値に対して支払う別個の取引であること（IASB 2008, paragraph BC366）、取得関連費用のうち直接費が取得原価に含まれる一方で間接費は除かれる点が不整合であること（IASB 2008, paragraph BC367）などが挙げられている。前者について、それらのコストは、サービスを提供するのが外部の当事者なのか取得企業の社内スタッフなのかに関係なく、受けた便益はサービスを受領した時点で費消されるため、通常、取得日時点の取得企業の資産を表さないとされる（IASB 2008, paragraph BC366）。

これらの扱いは、個別に取得した資産における付随費用の取扱いとは異なるものである。有形固定資産等の取得に関する付随費用が通常、取得原価に含まれるのはもちろん、金融商品（IFRS

6 負債性証券又は持分証券の発行コストは、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号に従って認識するよう要求されている（IASB 2008, paragraph 53）。結論の根拠では、発行費の会計処理は混合的であり、明確な会計指針がないため矛盾する実務が生じているとされる（IASB 2008, paragraph BC365）。

では評価損益を純損益に含めるものを除く)も、取得関連費用は取得原価に含まれる。付随費用を取得原価に含めることにより、その後の損益は、投資した原価の超過回収額となる。これらの事実をあえて是認したというが(IASB 2008, paragraph BC369)、企業結合時のみ別の規定がなされているのはなぜであろうか。

コンサルティング手数料等は、無視できないほど大きくなることがあるため、取得関連費用は、相対的に重要な項目となりうる。日本においては、オリンパス事件のような不正が行われにくくなるということから、新しい基準で定められた取得関連費用の即時費用処理が評価できるという見方もある(窪田 2013)。

3.2 条件付取得対価

日本基準において、条件付取得対価とは、企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付又は引き渡される取得対価をいうとされ(企業会計基準委員会 2013c, 注2)、IFRS においては、通常は、特定の将来事象が発生した場合や条件が満たされた場合に、被取得企業の旧所有者に対し、被取得企業に対する支配との交換の一部として、取得企業が追加的な資産又は資本持分を移転する義務(ただし、条件付取得対価は、特定の条件が満たされた場合に、以前に移転した対価の返還を受ける権利を取得企業に与えることもある)であるとされる(IASB 2008, Appendix A)。

日本基準では、条件付取得対価の会計処理は、①将来の業績に依存する条件付取得対価と②特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価に分けて規定されている(企業会計基準委員会 2013c, 27項)。①の条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合とは、被取得企業又は取得した事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて、取得企業が対価を追加で交付する条項がある場合等をいう(企業会計基準委員会 2013c, 注3)。条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識するよう要求されている(企業会計基準委員会 2013c, 27項)。この追加的に認識するのれん又は負ののれんは、企業結合日時点で認識されたものと仮定して計算し、追加認識する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理することとなっている(企業会計基準委員会 2013c, 注4)。ただし、このような規定に関する根拠は、企業会計基準委員会(2013c)等では特に示されていない。

一方、②の条件付取得対価が特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合とは、特定の株式又は社債の特定の日又は期間の市場価格に応じて当初合意した価額に維持するために、取得企業が追加で株式又は社債を交付する条項がある場合等をいう(企業会計基準委員会 2013c, 注5)。条件

付取得対価が特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、追加で交付可能となった条件付取得対価をその時点の時価に基づき認識し、企業結合日現在で交付している株式又は社債をその時点の時価に修正し、当該修正により生じた社債プレミアムの減少額又はディスカウントの増加額を将来にわたって規則的に償却することとされている（企業会計基準委員会 2013c, 27 項）。

IFRS では、条件付取得対価の取得日公正価値を、被取得企業との交換で移転された対価の一部として認識しなければならないとされる（IASB 2008, paragraph 39）⁷。測定期間中の修正ではない条件付取得対価の公正価値の変動について、資本に分類されているものと資産または負債に分類されているもので扱いが異なる。資本に分類されている条件付取得対価は再測定してはならず、その後の決済は資本の中で会計処理しなければならないとされる（IASB 2008, paragraph 58）。資産又は負債として分類された条件付取得対価については、①金融商品であり、IFRS 第 9 号の適用範囲内となる条件付取得対価は、公正価値で測定し、それにより生じる利得又は損失は、IFRS 第 9 号に従って純損益又はその他の包括利益に認識し、② IFRS 第 9 号の適用範囲に含まれない条件付取得対価は、IAS 第 37 号又は必要に応じて他の IFRS に従って会計処理することが求められている（IASB 2008, paragraph 58）。

義務又は権利を取得日において認識することにより、その日に交換された経済的対価を忠実に表現することができる（IASB 2008, paragraph BC346）。さらに、認識するのに十分な信頼性がある条件付対価債務の公正価値を見積るための評価技法を使用できるはずであるとしている（IASB 2008, paragraph BC349）。ただし、なぜ事後的に遡及してはいけないのかなどについては、何も言われていない。

3.3 識別可能無形資産（仕掛研究開発含む）への割当て

日本基準では、取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して企業結合日以後 1 年以内に配分するよう求められている（企業会計基準委員会 2013c, 28 項）。この識別可能資産及び負債の範囲は、原則として、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の下で認識されるものに限られているが（企業会計

7 IFRS 第 3 号の条件付対価の会計処理の考察については山内（2013b）等も参照。また、Cadman et al.（2014）は、条件付対価のうち、アーンアウト条項を扱っている。その発見事項は、アーンアウトの公正価値の調整はのれんの減損の確率と負に相関している（適時ののれん減損が行われている）というものである。アーンアウトのない買収について取得企業の経営者がのれんの減損を機会主義的に遅らせているという先行研究と異なり、アーンアウト条項は、エージェンシーコストを最小化すると結論付けられている。

基準委員会 2013c, 99 項)、例外として、無形資産、研究開発費、取得後の特定の費用及び損失について定めがある。

無形資産のうち、法律上の権利など分離して譲渡可能なものは、識別可能資産とするよう求められている(企業会計基準委員会 2013c, 29 項)⁸。この分離して譲渡可能なものは、受け入れた資産を譲渡する意思が取得企業にあるか否かにかかわらず、企業又は事業と独立して売買可能なもの(無形資産の独立した価格を合理的に算定できなければならない)とされ、特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合など、企業結合の目的の1つが特定の無形資産の受入れであり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合には、当該無形資産は分離して譲渡可能なものとして取り扱うとされる(企業会計基準委員会 2013e, 59 項および 59-2 項)。

さらに、識別可能性の要件を満たす研究開発費は、識別可能資産とするよう求められている(企業会計基準委員会 2013c, 101 項)。2003 年基準では、取得企業が取得対価の一部を研究開発費等(ソフトウェアを含む)に配分した場合には、当該金額を配分時に費用処理することとされていた(企業会計審議会 2003)。研究開発費等に係る会計基準に照らした取扱い研究開発費の取扱いとの整合性よりも、企業結合により受け入れた他の資産の取扱いとの整合性をより重視し、会計基準の国際的なコンバージェンスを推進したり、価値のある成果を受け入れたという実態を財務諸表に反映したりすることを目指している(企業会計基準委員会 2013c, 101 項)。

IFRS では、「取得企業は、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産を認識しなければならない。無形資産は、分離可能性規準又は契約法律規準のどちらかを満たす場合に識別可能となる。」とされている(IASB 2008, B31 項)。契約法律規準を満たす無形資産は、資産が譲渡可能あるいは被取得企業又はその他の権利及び債務から分離可能でなくとも識別可能となるとされる(IASB 2008, B32 項)。分離可能性規準とは、取得した無形資産を、個別に、又は関連する契約、識別可能資産又は負債とともに、被取得企業から分離又は分割して、売却、譲渡、ライセンス付与、賃貸又は交換することができることをいうとされる(IASB 2008, B33 項)。被取得企業又は結合後企業から個別に分離可能ではない無形資産は、関連する契約、識別可能な資産又は負債との組合せによって分離可能となる場合、分離可能性規準を満たすとされる(IASB 2008, B34 項)。

3.4 企業結合に係る特定勘定

取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合、識別可能負債(企業結合に係る特定勘定)とす

8 SFAS142 や IAS36 等の無形資産の基準開発については、伊藤(2006)、山内(2010)(2013a)、藤田(2012)、加賀谷(2013)等の先行研究で取り上げられているとおりである。

のれんの非償却が企業結合会計の当初測定に及ぼした影響

ることができる（企業会計基準委員会 2013c, 30 項、および企業会計基準委員会 2013d, 64 項）。たとえば、人員の配置転換や再教育費用、割増（一時）退職金、訴訟案件等に係る偶発債務、工場用地の公害対策や環境整備費用、資産の処分に係る費用（処分費用を当該資産の評価額に反映させた場合で、その処分費用が処分予定の資産の評価額を超過した場合には、その超過額を含む。）と挙げられているように（企業会計基準委員会 2013c, 99 項）、これは、いわゆるリストラクチャリング引当金である。IFRS では負債の定義を満たすもののみ認識するため、認識されえない部分もある。その費用又は損失を負債として認識した方がその後の投資原価の回収計算を適切に行い得ると考えられるために認識される（企業会計基準委員会 2013c, 99 項）。

この取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失については、企業結合日において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（当該企業結合に係る特定勘定に適用される基準を除く）の下で認識される識別可能負債に該当しないもののうち、企業結合日後に発生することが予測され、被取得企業に係る特定の事象に対応した費用又は損失（識別可能資産への取得原価の配分額に反映されていないものに限る）とされている。さらに、発生の可能性が取得の対価の算定に反映されているとは、次のいずれかの要件を満たしている場合をいうとされる。

- (1) 当該事象及びその金額が契約条項等（結合当事企業の合意文書）で明確にされていること
- (2) 当該事象が契約条項等で明確にされ、当該事象に係る金額が取得の対価（株式の交換比率など）の算定にあたり重視された資料に含まれ、当該事象が反映されたことにより、取得の対価が減額されていることが取得企業の取締役会議事録等により確認できること
- (3) 当該事象が取得の対価の算定にあたって考慮されていたことが企業結合日現在の事業計画等により明らかであり、かつ当該事象に係る金額が合理的に算定されること（ただし、この場合には、のれんが発生しない範囲で評価した額に限る）（企業会計基準委員会 2013d, 64 項）

4 のれんの非償却が企業結合会計の当初測定に及ぼした影響

本節では、のれんとの関係を明らかにしながら、企業結合会計の当初測定の諸規定に及ぼした影響について検討する。企業結合会計において認識されるのれんの額は、以下のように差額で求められる（企業会計基準委員会 2013c, 31 項）。

$$\text{のれん} = \text{①取得原価} - \text{②識別可能資産及び負債}$$

なお、SFAS141R や IFRS3R の用語法に従えば、次のとおりである。

のれん = 移転された対価等⁹ - 識別可能資産及び負債

したがって、のれんの額を小さくするためには、①取得原価（または移転対価等）を小さくすること、②識別可能資産負債を大きくすることのいずれかが必要となる。ここで扱うのは、企業の契約等による工夫ではなく、基準上の規定である。以下では、①取得原価を小さくする影響をもつ規定と②識別可能資産負債を大きくする工夫に分けて、説明を行う。

4.1 取得原価を小さくする影響をもつ規定

取得原価を小さくする影響をもつ規定としては、取得関連費用の費用処理と将来の業績に依存する条件付取得対価の取得時の公正価値測定と事後に遡及して取得原価を測定しないことが挙げられる。取得関連費用の費用処理については、取得関連費用を取得原価に含めないことで、その分だけ取得原価が小さくなる。

将来の業績に依存する条件付取得対価の公正価値測定については、取得時に認識・測定することによって、少なくとも時間価値の分だけ、事後の価値よりも小さくなり、より小さい金額で取得原価を測定することになる可能性が高い。さらに遡及修正しないことで、企業結合の取得原価を確定させることになる¹⁰。

4.2 識別可能資産負債を大きくする工夫

識別可能資産負債を大きくする工夫としては、識別可能無形資産（仕掛研究開発含む）への割当て（要件の明確化）、リストラ引当金の厳格化（識別可能資産の純額を増やす）、支配獲得後の非支配持分との取引の扱い等を挙げることができる。

識別可能無形資産に割り当てる金額が大きくなれば、のれんが小さくなる。IFRSではより詳細な規定を設けることによって、識別可能無形資産に割り当てられる金額を大きくしようとしているとみられる。ただし、識別可能無形資産の評価が大きすぎると、負ののれんが発生する懸念もあるといわれている（企業会計基準委員会 2013a）。

IFRSのように、リストラ引当金を厳格化することによって、識別可能負債を減らし、識別可能資産負債の純額（識別可能純資産）を増やすことができる。一方で、日本基準のように、厳格化せずに企業結合に係る特定勘定等を設けて負債を増加させることで、負ののれんの発生を抑えたり、

9 移転された対価以外に、被取得企業のすべての非支配持分の金額、および段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値がある。

10 この扱いは、いわば外貨建取引の二取引基準のようなものである。二取引基準のような扱いについて、ストックオプションでも同様のことがいえる。藻利（2012）参照。

その金額を減少させたりすることができる。

4.3 含意

のれんの非償却については、さまざまな懸念が寄せられている。しかし、のれんの非償却のみの規定でも、結果的にのれんの額が小さくすることができれば、その影響を緩和することができる。償却なしの減損のみ、という規定のため、そうせざるを得ないとは言い切れないものの、取り上げた企業結合会計の諸規定は、少なくとも結果的にのれんの額をなるべく小さくすることになっている。あたかものれんの額を小さくする工夫がされているかのようである。のれんの懸念への対策の必要性は、単なるイメージではなく、細かい規定にも反映されているように思われる。

のれんの事後測定が非償却・減損のみであることを前提とすると、企業結合会計における当初測定時の公正価値評価の徹底は、必ずしも利益計算にとって不利なことばかりではない。企業結合会計の諸規定は、おおむねその対象になるのれん自体の金額をなるべく減らすことになっており、不定期かつしばしば巨額となりうる減損に原価配分が依存する部分が減るためである。FASB や IASB は、貸借対照表指向であるといわれるものの、結果的に損益計算書を考慮していることになっている。

利益計算を徹底させれば違った方法が採られるかもしれないし、貸借対照表指向を徹底させれば違った方法が採られるかもしれないが、現行基準はそのどちらでもないと思われる。のれんの償却禁止によって、企業結合会計の詳細規定が狭く限定されることとなったようにみえる。

現在のところ、ここに挙げた項目について企業結合以外の会計基準への影響はあまりないようである。整合性ということからいえば、他の会計基準の変更はありえないものではない¹¹。そうっていないのは、そもそも償却禁止の規定に疑義があるからかもしれない。

5 おわりに

日本では、企業結合会計基準が 2008 年および 2013 年に改正された。この改正は、のれんの非償却を含む IFRS 等の国際的な会計基準とのコンバージェンスによるところが大きい。日本基準ではのれんは非償却となっていないものの、国際的なコンバージェンス等を背景とした改正を検討するうえでは、のれん以外の諸規定とのれんの非償却の影響との関係は無視できない。本稿では、国際的な会計基準における非償却というのれんの事後測定の規定が、取得関連費用、条件付

11 整合性については、米山（2008）等を参照。

取得対価、無形資産（仕掛研究開発を含む）、企業結合に係る特定勘定等の当初測定に関する企業結合会計の諸規定にどのような影響がありうるのかを検討した結果、区々の方針で改正されているように見える企業結合会計の当初測定の諸規定は、おおむねのれんを減らす方向で開発されているようにみえることを明らかにした。さらに、結果的には、のれんの非償却による利益計算への悪影響を緩和しようとしているような規定となっていることを指摘した。のれんが非償却となると、減損するまでは大きな金額が残ってしまうおそれがあるために、そのような改正が行われている可能性があるのである。

今後の課題は、①企業結合会計の諸規定とコアのれんとの関係、②企業結合会計の諸規定と上位概念との関係、③段階取得の規定を明らかにすることである。特に、③について、段階取得の既存投資の再評価を行うことによって、のれんが大きくなる可能性がある。この部分は、本稿で見た影響と逆の、のれんを増やしうる規定となっている。のれんの金額を減らそうという意図を徹底させるならば、段階取得の既存投資の再評価およびそれに伴う評価損益は、望ましいものではない¹²。この場合の解釈等については、別稿で検討したい。

12 斎藤（2013）等では、持分法適用の関連会社投資について、そもそもそうした再評価に意味ないと指摘されている。

参考文献

- Accounting Standard Board of Japan (ASBJ), European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) and Organismo Italiano di Contabilità (OIC). 2014. *Should Goodwill Still Not Be Amortised? - Accounting and Disclosure for Goodwill*. Tokyo, Japan: ASBJ.
- Cadman, B., R. Carrizosa, and L. Faurel. 2014. Economic Determinants and Information Environment Effects of Earnouts: New Insights from SFAS 141 (R). *Journal of Accounting Research* 52(1): 37-74.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001a. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141. *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001b. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 142. *Goodwill and Other Intangible Assets*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2014. Accounting Standards Updates (ASU) No.2014-02. *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350): Accounting for Goodwill (a consensus of the Private Company Council)*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3. *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004b. International Accounting Standard (IAS) 36 (Revised 2004). *Impairment of Assets*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2013. *Post-implementation Review: IFRS 3 Business Combination*. London, U.K. : IASCF
- IFRS 財団編. 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳. 2013. 『国際財務報告基準 (IFRS[®]) 2013』中央経済社.
- 秋葉賢一. 2014a. 「経済的単一体説の展開—わが国での対応も含めて」『企業会計』第 66 巻第 1 号. 110-117.
- 秋葉賢一. 2014b. 『会計基準の読み方 Q&A100』中央経済社.
- あらた監査法人アカウンティング・サポート部. 2014. 「非公開企業のためののれんに関する米国会計基準の改訂」『企業会計』第 66 巻第 4 号. 6-7.
- 伊藤邦雄編著. 2006. 『無形資産の会計』中央経済社.
- 梅原秀継. 2000. 『のれん会計の理論と制度：無形資産及び企業結合会計基準の国際比較』白桃書房.
- 大雄智. 2009. 『事業再編会計 資産の評価と利益の認識』国元書房.
- 大日方隆. 2013. 『利益率の持続性と平均回帰』中央経済社.

- 加賀谷哲之. 2013. 「企業結合と無形資産」伊藤邦雄・桜井久勝責任編集, 2013. 『会計情報の有用性』中経
済社, 429-458.
- 川西安喜. 2014. 「のれん償却の復活」『季刊会計基準』第44号, 243-245.
- 川本淳. 2002. 『連結会計基準論』森山書店.
- 川本淳・山田純平. 2005. 「のれん会計の研究試論」『経営と制度』第2号, 35-47.
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013a. 「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」.
- 企業会計基準委員会. 2013b. 「改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の
会計基準等の公表」.
- 企業会計基準委員会. 2013c. 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013d. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013e. 改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基
準に関する適用指針」.
- 企業会計基準委員会. 2014. 「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によっ
て構成される会計基準）」.
- 企業会計審議会. 2003. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」.
- 窪田真之. 2013. 「投資家から見た「企業結合会計基準」改正がもたらすインパクト」『企業会計』第65巻第
6号, 44-50.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 醍醐聰. 2007. 「持続的競争優位の経営戦略とのれんの償却・減損論争の展望」『會計』第171巻第4号, 16-29.
- 高須教夫. 2010. 「連結会計基準の改訂と連結基礎概念」『會計・監査ジャーナル』第655号, 52-57.
- 日本経済新聞. 2014. 「M&A、のれん代償却不要に 再編支援へ政府検討」『日本経済新聞』2014年1月27
日朝刊1面
- 日本経済新聞. 2014. 「来期業績「上向き」6割」『日本経済新聞』2014年2月21日朝刊1面
- 日本経済新聞. 2014. 「のれん会計、見直しも」『日本経済新聞』2014年9月6日朝刊15面
- 藤田晶子. 2012. 『無形資産会計のフレームワーク』中央経済社.
- 藻利衣恵. 2012. 「株式報酬取引に関する会計処理における配分基礎」『商学研究科紀要』第74号, 135-154.
- 山内暁. 2010. 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山内暁. 2013a 「国際財務報告基準における自己創設無形資産に係る認識基準の変遷—近時の議論からみる変
容なき変化—」『早稲田商学』434号, 313-379.
- 山内暁. 2013b. 「条件付対価の認識にともない発生する条件付暖簾の存在」『會計』第183巻第2号, 66-80.
- 米山正樹. 2008. 『会計基準の整合性分析 実証研究との接点を求めて』中央経済社.